

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年3月28日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
さぬき警察署	平成26年1月8日
高松東警察署	〃
観音寺警察署	〃
三豊警察署	〃
運転免許課	平成26年1月10日
警察学校	〃
交通機動隊	〃
機動隊	〃
小豆警察署	平成26年1月14日
丸亀警察署	〃
高速道路交通警察隊	〃
公安課	平成26年1月28日
警備課	〃
生活安全企画課	〃
地域課	〃
生活環境課	〃
少年課	〃
交通企画課	平成26年1月29日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
刑事企画課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
総務課	平成26年1月30日
広聴・被害者支援課	〃

企画課	”
人事課	”
監察課	”
会計課	”
厚生課	”
情報管理課	”
東かがわ警察署	平成26年2月25日
高松北警察署	”
高松南警察署	”
坂出警察署	”
高松西警察署	”
善通寺警察署	”
琴平警察署	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・調査を行うなど一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

証紙収納簿の収納日欄に、証紙消印日と異なる日付を記載しているものがあった。(高速道路交通警察隊)

イ 支出について

(ア) 速度違反自動取締装置保守業務委託について、請求書の内訳を十分確認することなく、委託料を支出していた。(高速道路交通警察隊)

(イ) 手記の朗読、録音作業の代金について、所得税を源泉徴収していなかった。(運転免許課)

(ウ) エアコンの修繕について、修繕伺により執行しているが、2者以上からの見積書を徴収する必要がある。(坂出警察署)

(3) 検討指示事項

給食調理業務委託契約において、契約内容の適正な履行を確保するため、最低制限価格の設定及び履行確認の方法等について検討する必要がある。(警察学校)